

令和 7 年 1 2 月

太 田 市 議 会 定 例 会 議 案

目 次

番号	議 案 番 号	件 名	ページ
1	議案第 1 1 0 号	令和 7 年度太田市一般会計補正予算（第 4 号）について	1 (別冊)
2	議案第 1 1 1 号	群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について	2
3	議案第 1 1 2 号	群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について	4
4	議案第 1 1 3 号	太田市職員等の旅費に関する条例の全部改正について	6
5	議案第 1 1 4 号	太田市火災予防条例の一部改正について	2 2
6	議案第 1 1 5 号	太田市印鑑条例の一部改正について	2 4
7	議案第 1 1 6 号	太田市手数料条例の一部改正について	2 5
8	議案第 1 1 7 号	太田市行政センター条例の一部改正について	2 9
9	議案第 1 1 8 号	太田市ふれあいセンター条例の一部改正について	3 1
1 0	議案第 1 1 9 号	太田市生涯学習センター条例の一部改正について	3 3
1 1	議案第 1 2 0 号	太田市公民館条例の一部改正について	3 7
1 2	議案第 1 2 1 号	太田市立幼稚園設置条例の廃止について	4 8
1 3	議案第 1 2 2 号	太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	4 9
1 4	議案第 1 2 3 号	太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5 2
1 5	議案第 1 2 4 号	太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5 4
1 6	議案第 1 2 5 号	太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	5 5

番号	議案番号	件名	ページ
17	議案第126号	太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について	57
18	議案第127号	太田市下水道条例の一部改正について	59
19	議案第128号	指定管理者の指定について（太田市福社会館）	60
20	議案第129号	指定管理者の指定について（太田市新田福祉総合センター）	61
21	議案第130号	指定管理者の指定について（太田市尾島健康福祉増進センター）	62
22	議案第131号	指定管理者の指定について（太田市養護老人ホーム）	63
23	議案第132号	指定管理者の指定について（太田市毛里田小放課後児童クラブ）	64
24	議案第133号	指定管理者の指定について（太田市藪塚本町南放課後児童クラブ）	65
25	議案第134号	指定管理者の指定について（太田市総合健康センター）	66
26	議案第135号	指定管理者の指定について（太田市浜町勤労会館）	67
27	議案第136号	指定管理者の指定について（太田市新田勤労会館）	68
28	議案第137号	財産の取得について（小中義務教育学校学習者用端末）	69
29	議案第138号	市道路線の廃止及び認定について	71 (別冊)

議案第 1 1 0 号 令和 7 年度太田市一般会計補正予算（第 4 号）につ
いて 別冊

議案第 1 1 1 号

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議について
群馬県市町村総合事務組合規約（平成 2 年群馬県指令地第 1 8 号）
の変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条
第 1 項の規定により、次のとおり群馬県市町村総合事務組合組織団体
間において協議の上定めることについて、同法第 2 9 0 条の規定によ
り、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

群馬県市町村総合事務組合の規約変更に関する協議書
群馬県市町村総合事務組合規約を下記の群馬県市町村総合事務組合
規約の一部を改正する規約により変更するものとする。

記

群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約
群馬県市町村総合事務組合規約（平成 2 年群馬県指令地第 1 8 号）
の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎
場組合」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「太田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三
町清掃斎場組合」に改め、同表の 4 の項を削り、同表の 5 の項中「太
田市外三町広域清掃組合」を「太田市外三町清掃斎場組合」に改め、
同項を同表の 4 の項とし、同表中 6 の項を 5 の項とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。
(群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の一部改正)
- 2 群馬県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約（令和5年群馬県指令市第30033-6号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「改正後の別表第2の5の項」を「群馬県市町村総合事務組合規約別表第2の4の項」に、「同表の5の項左欄」を「同表の4の項左欄」に改める。

議案第112号

群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分を群馬県市町村総合事務組合組織団体間において協議の上定めることについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分に関する協議書
群馬県市町村総合事務組合の災害弔慰金の支給等に関する事務に係る共同処理の取り止めに伴う財産処分について協議するものとする。

記

- 1 令和8年3月31日現在の群馬県市町村総合事務組合自然災害救助基金（以下「基金」という。）は、災害弔慰金の支給等に関する事務の共同処理団体（同日現在における群馬県市町村総合事務組合規約別表第2の4の右欄に掲げる地方公共団体をいう。以下「共同処理団体」という。）に還付する。

- 2 各共同処理団体への還付金額については、基金の令和8年3月31日現在の額を各共同処理団体の人口（令和2年に官報で告示された国勢調査の結果による人口をいう。以下同じ。）の合計で除した額（小数点第3位以下切り捨て）に、各共同処理団体の人口を乗じた額（円未満四捨五入）とする。
- 3 上記の2で還付した結果、基金の額に剰余金が生じた場合は、群馬県市町村総合事務組合一般会計口座に収納する。

議案第113号

太田市職員等の旅費に関する条例の全部改正について
太田市職員等の旅費に関する条例の全部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市職員等の旅費に関する条例

太田市職員等の旅費に関する条例（平成17年太田市条例第71号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 旅費の種目及び内容（第8条—第18条）

第3章 雑則（第19条—第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第5項の規定に基づき、公務のために旅行する職員等に対して支給する旅費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 市が職員及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各

号に定めるところによる。

- (1) 出張 職員が公務のため一時その在勤庁（常時勤務する在勤庁のない場合又は市長若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。））が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。
- (2) 赴任 新たに採用された職員（規則で定める職員を除く。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤庁に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤庁から新在勤庁に旅行することをいう。
- (3) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。
- (4) 家族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号及び次条第2項において同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。
- (5) 遺族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。
- (6) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。
- (7) 市長等 市長等の給与に関する条例（平成17年太田市条例第64号）第2条第1号から第4号までに掲げる職員及び市長が別

に定めるこれらに相当する職務にある者をいう。

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対して旅費を支給する。

2 職員、その配偶者若しくは子又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対して旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項に規定する旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対して旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けること

ができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により、概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内において規則で定める金額を旅費として支給することができる。

- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項に規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 次の各号に掲げる旅行は、当該各号に掲げる区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行わなければならない。

(1) 前条第1項の規定に該当する旅行 旅行命令

(2) 前条第4項の規定に該当する旅行 旅行依頼

- 2 旅行命令権者は、電話、電信、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（以下この項及び次項において「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命

令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

- 5 前項ただし書の規定により、旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに、旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

- 3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章で定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする

旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。）を含む。以下この条において同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費の支出又は支払をする者（以下「支出担当者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 支出担当者等は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。
- 4 支出担当者等は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第2項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費額又は当該過払金に相当する金額を差し引くことができる。
- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。次項において同じ。）をもって提出することができる。

6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出担当者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

7 第1項に規定する請求書及び必要な資料の種類、記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

第2章 旅費の種目及び内容

(旅費の種目及び内容)

第8条 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(鉄道賃)

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 急行料金
- (3) 寝台料金
- (4) 座席指定料金
- (5) 特別車両料金（市長等に限る。）
- (6) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された

鉄道により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（船賃）

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 寝台料金
- (3) 座席指定料金
- (4) 特別船室料金（市長等に限る。）
- (5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級（市長等が移動する場合には、最下級の直近上位の級）の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運用する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第13条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情及び旅行者の職務を勘案して規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第14条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支

払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第9条から第12条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第15条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める1夜当たりの定額とする。

(転居費)

第16条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第18条第1項第1号又は同項第2号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

- (1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額
- (2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した

額

- 2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第3章 雑則

(外国旅行の旅費)

第19条 職員が本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この条において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をした場合の旅費については、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）の規定を基準として、市長がその都度定める。

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

- 2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

- 3 市長は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定する期間を延長することができる。

(遺族等の旅費)

第21条 第3条第2項第2号及び同項第3号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

(証人等の旅費)

第22条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、この条例の規定を基準として、市長がその都度定める。

(教育職員の旅費)

第23条 教育職員の旅費は、群馬県の教育職員の例による。

(旅費の支給額の上限)

第24条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号及び第12条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条、第13条、第14条、第16条、第17条及び第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

(旅費の調整)

第25条 任命権者は、旅行者が市長以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 任命権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

(旅費の特例)

第26条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある

場合において、この条例の規定により旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項又は第64条の規定による旅費又は費用に満たないときは、これらの旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

(旅費の返納)

第27条 支出担当者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出担当者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出担当者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

(市長の監督)

第28条 市長は、この条例の適正な執行を確保するため、各任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又はこの条例の執行について必要な措置を求めることができる。

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の太田市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」

という。)の規定は、この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の太田市職員等の旅費に関する条例（以下この項及び第3項において「旧条例」という。）第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第4条第1項に規定する旅行命令権者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

2 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

4 新条例第27条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

（規則への委任）

第3条 前条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な経過措置は、規則で定める。

（太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条

例の一部改正)

第4条 太田市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成21年太田市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前項に定めるもののほか、旅費の支給方法等については、太田市職員等の旅費に関する条例（平成17年太田市条例第71号）に定める市長等の例による」を「旅費の額及び支給方法等については、太田市職員等の旅費に関する条例（令和7年太田市条例第〇〇号）に定める市長等の例による」に改め、同項を同条第2項とする。

（太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第5条 太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年太田市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項を削り、同条第3項中「別表第2に掲げるもののほか、旅費の支給方法等については、太田市職員等の旅費に関する条例（平成17年太田市条例第71号）に定める市長等の例による」を「旅費の額及び支給方法等については、太田市職員等の旅費に関する条例（令和7年太田市条例第〇〇号）に定める市長等の例による」に改め、同項を同条第2項とする。

別表第2を削る。

（証人等関係人の実費弁償等給与に関する条例の一部改正）

第6条 証人等関係人の実費弁償等給与に関する条例（平成17年太田市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「太田市職員等の旅費に関する条例（平成17年太田市条例第71号）」を「太田市職員等の旅費に関する条例（令和7年太田市条例第〇〇号）」に改める。

(太田市消防団条例の一部改正)

第7条 太田市消防団条例（平成17年太田市条例第246号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「には、」を「が」に、「職務」を「公務」に、「別表第2により費用弁償する」を「その旅行について、費用弁償として旅費を支給する」に改め、同条第2項中「前項の場合を除き、団員が職務のため旅行したときは、太田市職員等の旅費に関する条例（平成17年太田市条例第71号）を準用する」を「前項の規定により支給する旅費の額及びその支給方法等については、太田市職員等の旅費に関する条例（令和7年太田市条例第〇〇号）に定める職員の例による」に改める。

別表第2を削る。

議案第 1 1 4 号

太田市火災予防条例の一部改正について
太田市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市火災予防条例の一部を改正する条例
太田市火災予防条例（平成 1 7 年太田市条例第 2 4 5 号）の一部を
次のように改正する。

目次中

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 2
9 条の 2－第 2 9 条の 7）」

を

「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 2
9 条の 2－第 2 9 条の 7）」

第 3 章の 3 林野火災の予防（第 2 9 条の 8・第 2 9 条の 9）」
に改める。

第 2 9 条中「火災に関する警報」を「火災に関する警報（法第 2 2
条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」に改め、
同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 2 9 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以

下「林野火災」という。)の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第29条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生の危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議案第 1 1 5 号

太田市印鑑条例の一部改正について
太田市印鑑条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市印鑑条例の一部を改正する条例
太田市印鑑条例（平成 1 7 年太田市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中第 6 号を削り、第 7 号を第 6 号とし、第 8 号を第 7 号とする。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 5 日から施行する。

議案第 1 1 6 号

太田市手数料条例の一部改正について
太田市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 太田市手数料条例（平成 1 7 年太田市条例第 7 9 号）の一部
を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「次項において」を「以下」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（特定端末機での住民票に関する証明の交付及び印鑑登録証明書
の交付に係る手数料の特例）

- 4 令和 8 年 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 3 1 日までの間における
別表第 1 の規定の適用については、別表第 1 住民票に関する証明
の交付の項及び印鑑登録証明書の交付の項中「2 0 0 円」とある
のは「1 0 円」とする。

別表第 1 中

「

住民票又は戸籍の附票に関 する証明	1 通につき 3 0 0 円
----------------------	----------------

」

を

「

住民票に関 する証明の 交付	窓口で交付 するもの	1 通につき 3 0 0 円
----------------------	---------------	----------------

」

	特定端末機 で交付する もの	1通につき 200円
戸籍の附票に関する証明の 交付		1通につき 300円

」

に、

印鑑登録証明書の交付	1通につき 300円
------------	------------

」

を

印鑑登録証 明書の交付	窓口で交付 するもの	1通につき 300円
	特定端末機 で交付する もの	1通につき 200円

」

に改める。

第2条 太田市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1中

戸籍の附票に関する証明の 交付	1通につき 300円
--------------------	------------

」

を

戸籍の附票 に関する証 明の交付	窓口で交付 するもの	1通につき 300円
	特定端末機 で交付する もの	1通につき 200円

」

に改める。

別表第2中

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	1通につき 450円
--	------------

」

を

「

戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条	窓口で交付するもの	1通につき 450円
	特定端末機で交付するもの	1通につき 350円

の 2 第 1 項 若しくは第 1 2 6 条の 規定に基づ く戸籍証明 書の交付		
--	--	--

」

に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 8 年 2 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 9 年 2 月 1 日から施行する。

議案第117号

太田市行政センター条例の一部改正について
太田市行政センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市行政センター条例の一部を改正する条例
太田市行政センター条例（平成17年太田市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（設置）

第1条 地域の住民自治及び保健福祉を推進し、もって豊かで活力ある地域社会の実現に寄与するため、太田市行政センター（以下「センター」という。）を設置する。

第3条を削り、第2条の次に次の1条を加える。

（業務）

第3条 センターは、第1条の目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 太田市役所連絡所設置規則（平成17年太田市規則第5号）に基づく連絡所の所掌事務に関すること（太田市太田行政センター及び太田市藪塚本町行政センターを除く。）。
- (2) 地域の保健福祉の増進に関すること。
- (3) 地域住民の自治の振興に関すること。
- (4) その他センターの設置の目的を達成するために必要と認めら

れる業務

第4条から第13条までを削り、第14条を第4条とし、第15条を第5条とする。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議案第118号

太田市ふれあいセンター条例の一部改正について
太田市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市ふれあいセンター条例の一部を改正する条例
太田市ふれあいセンター条例（平成17年太田市条例第27号）の
一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書中「規定により」の次に「、若しくは太田市
生涯学習センター条例施行規則（平成17年太田市教育委員会規則第
29号）第6条の規定により」を、「以下」の次に「この項において」
を加え、「これらの者」を「市内住民」に改める。

第10条中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

会議室等の使用料

施設	区分	定員	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午 後10時
太田市強戸ふれあ いセンター	大ホール	120人	900円	1,200円	1,200円	3,300円
	中会議室	45人	400円	600円	600円	1,600円
	小会議室	25人	300円	400円	400円	1,100円
	視聴覚室	45人	400円	600円	600円	1,600円
	和室	40人	400円	600円	600円	1,600円
太田市南ふれあい	ホール1	70人	700円	900円	900円	2,500円

センター	ホール2	80人	800円	1,000円	1,000円	2,800円
	大会議室	50人	500円	600円	600円	1,700円
	中会議室	40人	400円	600円	600円	1,600円
	小会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	茶室	20人	300円	400円	400円	1,100円
	和室1	30人	400円	500円	500円	1,400円
	和室2	40人	400円	600円	600円	1,600円
	和室3	40人	400円	600円	600円	1,600円
	談話室	1時間につき100円とする。ただし、1時間未満の利用は、1時間とみなす。				

備考 太田市南ふれあいセンターの談話室以外の利用は、午前、午後、夜間又は全日の区分ごとに定める利用時間に基づき利用するものとし、利用時間を超過した場合は、超過時間1時間につき使用料の100分の50の額を徴収する。

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
(使用料に関する経過措置)
- この条例の施行後に太田市ふれあいセンターを利用しようとする者がその施行前に使用料を納付する場合は、この条例による改正後の太田市ふれあいセンター条例（以下「新条例」という。）別表に定める使用料の額を納付するものとする（この条例による改正前の太田市ふれあいセンター条例に定める使用料の額より新条例に定める使用料の額が低い場合に限る。）。

議案第119号

太田市生涯学習センター条例の一部改正について
太田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
太田市生涯学習センター条例（平成17年太田市条例第130号）
の一部を次のように改正する。

第10条ただし書きを次のように改める。

ただし、太田市公民館条例施行規則（平成17年太田市教育委員会規則第28号）第9条の規定により、若しくは太田市生涯学習センター条例施行規則（平成17年太田市教育委員会規則第29号）第6条の規定により団体登録を受けた団体、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（以下この条において「市内住民」という。）又は構成員の過半数が市内住民である団体が利用する場合の使用料（次に掲げる使用料を除く。）は、この限りでない。

第10条第2号中「料金」の次に「(以下「入場料等」という。)」を加える。

第12条第2項中「これに類する料金」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第10条関係）

尾島生涯学習センター

1 施設使用料

室名／使用時間		定員	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
多目的ホール棟	多目的ホール	489 人	8,400円	11,200円	11,200円	30,800円
	多目的ホール（電動稼働椅子を使用しない場合）	—	6,000円	8,000円	8,000円	22,000円
	舞台のみ使用する場合	60 人	1,400円	1,900円	1,900円	5,200円
	第1控室兼楽屋（洋）	12 人	300円	400円	400円	1,100円
	第2控室兼楽屋（和）	4 人	200円	300円	300円	800円
	音楽室兼リハーサル室	15 人	300円	400円	400円	1,100円
学習棟	第1・2・3研修室	84 人	800円	1,000円	1,000円	2,800円
	第4研修室	28 人	300円	400円	400円	1,100円
	第1・2和室	30 人	400円	500円	500円	1,400円
	第3和室	18 人	300円	400円	400円	1,100円
	視聴覚室	46 人	400円	600円	600円	1,600円
	工芸実習室	48 人	400円	500円	500円	1,400円
	料理実習室	30 人	400円	500円	500円	1,400円
	1階展示ギャラリー	1日 500円				

備考

- (1) 入場料等を徴収する場合の使用料は、規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。
- (2) 多目的ホール定員489人のうち、電動稼働椅子345席、手動椅子144席である。

2 附属設備使用料

名称／使用時間		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
多目的ホール棟	舞台設備（一式）	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	照明設備（一式）	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
	音響設備（一式）	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
	舞台用ピアノ	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
学習棟	電気陶芸窯	1キロワットにつき10円			

別表第2を次のように改める。

別表第2（第10条関係）

1 施設使用料

室名／使用時間		定員	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
学習棟	多目的ホール	100人	900円	1,200円	1,200円	3,300円
	和室1	10 人	300円	400円	400円	1,100円
	和室2	10 人	300円	400円	400円	1,100円
	活動室1	20 人	300円	400円	400円	1,100円
	活動室2	20 人	300円	400円	400円	1,100円
	創作室	24 人	400円	500円	500円	1,400円
	調理実習室	24 人	400円	500円	500円	1,400円
	研修室1	30 人	400円	500円	500円	1,400円
	研修室2	30 人	400円	500円	500円	1,400円
	研修室3	20 人	300円	400円	400円	1,100円
	会議室	12 人	300円	400円	400円	1,100円

備考 入場料等を徴収する場合の使用料は、規定使用料に100分の50を乗じて得た額を加算した額とする。

2 附属設備使用料

名称／使用時間		午前	午後	夜間	全日
		9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
学習棟	舞台、照明、音響設備（一式）	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	舞台用ピアノ（アップライト）	1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
	電気陶芸窯	1キロワットにつき10円			

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（使用料に関する経過措置）

- この条例の施行後に太田市生涯学習センターを利用しようとする者がその施行前に使用料を納付する場合は、この条例による改正後の太田市生涯学習センター条例（以下「新条例」という。）別表第

1 又は別表第2に定める使用料の額を納付するものとする（この条例による改正前の太田市生涯学習センター条例に定める使用料の額より新条例に定める使用料の額が低い場合に限る。）。

議案第 1 2 0 号

太田市公民館条例の一部改正について
太田市公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市公民館条例の一部を改正する条例
太田市公民館条例（平成 1 7 年太田市条例第 1 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項ただし書を次のように改める。

ただし、太田市公民館条例施行規則（平成 1 7 年太田市教育委員会規則第 2 8 号）第 9 条の規定により、若しくは太田市生涯学習センター条例施行規則（平成 1 7 年太田市教育委員会規則第 2 9 号）第 6 条の規定により団体登録を受けた団体（第 1 7 条において「公民館登録団体等」という。）、住民基本台帳法（昭和 4 2 年法律第 8 1 号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者（以下「市内住民」という。）又は構成員の過半数が市内住民である団体（第 1 7 条において「市内住民団体」という。）が利用する場合は、この限りでない。

第 1 7 条第 1 項ただし書中「公民館登録団体又は市内在住者等」を「公民館登録団体等、市内住民又は市内住民団体」に改める。

別表第 1 第 1 項第 2 号を次のように改める。

(2) 講座室等使用料

室名／使用時間	定員	午前	午後	夜間	全日
		9 時～1 2 時	1 時～5 時	6 時～1 0 時	午前 9 時～ 午後 1 0 時
レクリエーション室	5 0 0 人	6, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円	8, 0 0 0 円	2 2, 0 0 0 円
第 1 講座室	3 0 人	4 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1, 4 0 0 円

第2講座室	20人	300円	400円	400円	1,100円
第3講座室	30人	400円	500円	500円	1,400円
第1研修室	30人	400円	500円	500円	1,400円
第2研修室	30人	400円	500円	500円	1,400円
第3研修室	20人	300円	400円	400円	1,100円
第4研修室	20人	300円	400円	400円	1,100円
工芸室	30人	400円	500円	500円	1,400円
料理実習室	36人	400円	500円	500円	1,400円
視聴覚室	64人	500円	600円	600円	1,700円
茶室	15人	300円	400円	400円	1,100円
第1リハーサル室	30人	400円	500円	500円	1,400円
第2リハーサル室	15人	300円	400円	400円	1,100円
展示ホール	1日4,000円		午前9時から午後9時まで		

別表第1第1項備考を次のように改める。

備考

- (1) ホール及びレクリエーション室の利用者が入場料その他これに類する料金（以下「入場料」という。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料に次に定める率を乗じて得た額を加算した額とする。

ア 入場料1,000円未満のとき。 規定使用料の100分の50

イ 入場料1,000円以上のとき。 規定使用料の100分の100

(2) この表における「平日」とは月曜日から金曜日までを、「祝日」とは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。

(3) レクリエーション室定員500人とは、フロアに何も置かない状態で利用する場合をいい、椅子のみを利用する場合は、定員300人、机及び椅子を利用する場合は、定員180人とする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第17条関係）

1 施設使用料

名称	区分	定員	午前	午後	夜間	全日
			9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
太田市 太田公 民館	集会室1	50人	500円	600円	600円	1,700円
	調理室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	集会室2	30人	400円	500円	500円	1,400円
	調理室及び集会室2	—	500円	700円	700円	1,900円
	東本町ホール	1時間につき400円とする。ただし、1時間未満の利用は、1時間とみなす。				
	東別館工作室	20人	400円	500円	500円	1,400円
	東別館会議室	70人	700円	900円	900円	2,500円
	東別館和室	40人	400円	600円	600円	1,600円
	東別館多目的ホール	150人	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
太田市 九合公	ふれあいホールA	150人	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円

民館	ふれあい ホールB	100人	900円	1,200円	1,200円	3,300円
	和室 (梅)	15人	300円	400円	400円	1,100円
	和室 (桜)	20人	300円	400円	400円	1,100円
	クッキング グループ	30人	400円	500円	500円	1,400円
	ダイニング グループ	30人	400円	500円	500円	1,400円
	クッキング グループ 及びダイ ニンググル ーム	—	500円	700円	700円	1,900円
	ハンディ クラフト ルーム	35人	400円	500円	500円	1,400円
	レッスン ルーム	30人	400円	500円	500円	1,400円
	スタジオ 901	30人	400円	500円	500円	1,400円
	パソコン ルーム	20人	300円	400円	400円	1,100円
	陶芸室	20人	400円	500円	500円	1,400円
太田市 沢野公 民館	多目的ホ ールA	100人	900円	1,200円	1,200円	3,300円
	多目的ホ ールB	100人	900円	1,200円	1,200円	3,300円
	和室1	15人	300円	400円	400円	1,100円
	和室2	15人	300円	400円	400円	1,100円
	調理実習 室	30人	400円	500円	500円	1,400円

	談話室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	調理実習室及び談話室	—	500円	700円	700円	1,900円
	スタジオ	40人	400円	600円	600円	1,600円
	視聴覚室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	会議室1	120人	900円	1,200円	1,200円	3,300円
	会議室2	40人	400円	600円	600円	1,600円
	会議室3	45人	400円	600円	600円	1,600円
	作業室	10人	300円	400円	400円	1,100円
太田市 韮川公 民館	和室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	陶芸室	20人	400円	500円	500円	1,400円
	大ホール	120人	900円	1,200円	1,200円	3,300円
	小ホール	70人	700円	900円	900円	2,500円
	調理室	20人	400円	500円	500円	1,400円
	研修室	24人	300円	400円	400円	1,100円
	視聴覚室	24人	300円	400円	400円	1,100円
	工作室	20人	300円	400円	400円	1,100円
	会議室	20人	300円	400円	400円	1,100円
	サークル室	50人	500円	600円	600円	1,700円
太田市 鳥之郷 公民館	和室1	20人	300円	400円	400円	1,100円
	和室2	25人	300円	400円	400円	1,100円
	小会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	調理室	20人	400円	500円	500円	1,400円
	研修室	55人	500円	600円	600円	1,700円
	大会議室1	84人	800円	1,000円	1,000円	2,800円
	大会議室2	72人	700円	900円	900円	2,500円
太田市 強戸公 民館	会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	談話室	24人	300円	400円	400円	1,100円
	調理室	24人	400円	500円	500円	1,400円

	多目的ホールA	84人	800円	1,000円	1,000円	2,800円
	多目的ホールB	84人	800円	1,000円	1,000円	2,800円
	プレイルーム	36人	400円	500円	500円	1,400円
	工芸室	24人	300円	400円	400円	1,100円
	パソコンルーム	12人	300円	400円	400円	1,100円
	サークル室	50人	500円	600円	600円	1,700円
	芝生広場	・利用時間は、午前6時から午後7時までとする。 ・使用料は、無料とする。				
	運動広場					
太田市 休泊公 民館	多目的ホール	260人	2,200円	2,900円	2,900円	8,000円
	作業（こ うじ）室	10人	300円	400円	400円	1,100円
	第1研修 室	45人	400円	600円	600円	1,600円
	第2研修 室	72人	700円	900円	900円	2,500円
	会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	工芸室	25人	400円	500円	500円	1,400円
	和室・茶 室	20人	300円	400円	400円	1,100円
	第1サー クル室	45人	400円	600円	600円	1,600円
	第2サー クル室	45人	400円	600円	600円	1,600円
	第3サー クル室	45人	400円	600円	600円	1,600円
	調理実習	25人	400円	500円	500円	1,400円

	室					
	食事室 (会議室)	32人	400円	500円	500円	1,400円
	第1防音設備室	12人	1時間につき100円とする。ただし、1時間未満の利用は、1時間とみなす。			
	第2防音設備室	12人				
太田市 宝泉公 民館	多目的ホール	280人	2,200円	2,900円	2,900円	8,000円
	1A研修室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	1B研修室	36人	400円	500円	500円	1,400円
	和室(茶室)	20人	300円	400円	400円	1,100円
	調理実習室	32人	400円	500円	500円	1,400円
	2A研修室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	2B研修室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	メディア室	20人	300円	400円	400円	1,100円
	和室(宝)	24人	300円	400円	400円	1,100円
	和室(泉)	24人	300円	400円	400円	1,100円
	サークル室	64人	500円	600円	600円	1,700円
	工芸実習室	24人	400円	500円	500円	1,400円
太田市 毛里田 公民館	調理実習	40人	400円	500円	500円	1,400円

	室					
	研修室 1	5 0 人	5 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円	1, 7 0 0 円
	研修室 2	2 0 人	3 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1, 1 0 0 円
	研修室 3	3 0 人	4 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1, 4 0 0 円
	和室 1	4 0 人	4 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円	1, 6 0 0 円
	和室 2	5 0 人	5 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円	1, 7 0 0 円
	和室 3	2 0 人	3 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1, 1 0 0 円
	集会室	2 0 0 人	2, 0 0 0 円	2, 7 0 0 円	2, 7 0 0 円	7, 4 0 0 円
太田市 木崎公 民館	第 1 会議 室	4 0 人	4 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円	1, 6 0 0 円
	第 1 談話 室	1 5 人	3 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1, 1 0 0 円
	第 2 談話 室	1 5 人	3 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1, 1 0 0 円
	創作実習 室	1 5 人	4 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1, 4 0 0 円
	調理実習 室	2 4 人	4 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1, 4 0 0 円
	講座室	6 0 人	5 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円	1, 7 0 0 円
	第 2 会議 室	4 0 人	4 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円	1, 6 0 0 円
	第 3 会議 室	4 0 人	4 0 0 円	6 0 0 円	6 0 0 円	1, 6 0 0 円
	第 4 会議 室	3 0 人	4 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1, 4 0 0 円
	第 5 会議 室	3 0 人	4 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1, 4 0 0 円
	ホール	2 0 0 人	2, 0 0 0 円	2, 7 0 0 円	2, 7 0 0 円	7, 4 0 0 円
太田市 生品公 民館	第 1 会議 室	3 0 人	4 0 0 円	5 0 0 円	5 0 0 円	1, 4 0 0 円
	第 1 談話 室	1 0 人	3 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1, 1 0 0 円
	第 2 談話	1 0 人	3 0 0 円	4 0 0 円	4 0 0 円	1, 1 0 0 円

	室					
	創作実習室	15人	400円	500円	500円	1,400円
	調理実習室	20人	400円	500円	500円	1,400円
	講座室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	第2会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	第3会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	第4会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	第5会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	第6会議室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	ホール	200人	2,000円	2,700円	2,700円	7,400円
太田市 綿打公 民館	会議室	24人	300円	400円	400円	1,100円
	研修室	36人	400円	500円	500円	1,400円
	談話室	24人	300円	400円	400円	1,100円
	調理室	24人	400円	500円	500円	1,400円
	和室1	24人	300円	400円	400円	1,100円
	和室2	30人	400円	500円	500円	1,400円
	大ホール	200人	2,000円	2,700円	2,700円	7,400円
	リハーサル室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	レッスン室A	50人	500円	600円	600円	1,700円
	レッスン室B	50人	500円	600円	600円	1,700円
	工芸室	24人	400円	500円	500円	1,400円
太田市 藪塚本	和室	50人	500円	600円	600円	1,700円
	茶室	20人	300円	400円	400円	1,100円

町中央 公民館	調理実習 室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	多目的室	40人	400円	600円	600円	1,600円
	第2多目的 室	20人	300円	400円	400円	1,100円
	工作室	20人	400円	500円	500円	1,400円
	第1講座 室	40人	400円	600円	600円	1,600円
	第2講座 室	16人	300円	400円	400円	1,100円
	第3講座 室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	第1会議 室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	第2会議 室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	第3会議 室	30人	400円	500円	500円	1,400円
	談話室	18人	300円	400円	400円	1,100円
	講堂	150人	1,200円	1,600円	1,600円	4,400円
	視聴覚室	50人	500円	600円	600円	1,700円
	練習室	10人	300円	400円	400円	1,100円
	1階ロビ ー	1日500円				
	2階ロビ ー	1日500円				

2 附属設備使用料

名称	午前	午後	夜間	全日
	9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～午後10時
ピアノ	2,000円	2,000円	2,000円	6,000円
カラオケ	1時間につき100円とする。ただし、1時間未満の利用は、1時間とみなす。			

電気窯	1 キロワットにつき 1 0 円
プロパンガス窯	1 立方メートルにつき 2 5 0 円
都市ガス窯	1 立方メートルにつき 1 5 0 円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(使用料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行後に太田市社会教育総合センター又は地区公民館を利用しようとする者がその施行前に使用料を納付する場合は、この条例による改正後の太田市公民館条例(以下「新条例」という。)別表第 1 又は別表第 2 に定める使用料の額を納付するものとする(この条例による改正前の太田市公民館条例又は太田市行政センター条例の一部を改正する条例(令和 7 年太田市条例第〇〇号)による改正前の太田市行政センター条例(平成 1 7 年太田市条例第 2 5 号)に定める使用料の額より新条例に定める使用料の額が低い場合に限る。))。

議案第121号

太田市立幼稚園設置条例の廃止について
太田市立幼稚園設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市立幼稚園設置条例を廃止する条例
太田市立幼稚園設置条例（平成17年太田市条例第120号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
（太田市附属機関設置条例の一部改正）
- 2 太田市附属機関設置条例（令和7年太田市条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表教育委員会の部太田市学校給食運営委員会の項中「幼稚園、」を削る。
（太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 3 太田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年太田市条例第62号）の一部を次のように改正する。

別表第1 幼稚園内科医の項及び幼稚園歯科医の項を削る。

議案第 1 2 2 号

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

太田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例（平成 2 6 年太田市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」
に改める。

第 1 8 条第 2 項中「児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳
幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当
該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の」を「次の表の左欄に
掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1
号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において
同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合
であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる」に、「利
用開始時の」を「、同欄に掲げる」に、「児童相談所等における乳幼児
の利用開始前の健康診断」を「それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断
等」に改め、同項に次の表を加える。

児童相談所等における乳児又は幼	利用乳幼児に対する利用開始時の
-----------------	-----------------

児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断

第24条第2項中「修了した保育士」の次に「(法第18条の27第1項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であった区域（以下「事業実施区域」という。）内にある家庭的保育事業を行う場所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。）又は当該事業実施区域に係る改正法附則第15条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限定保育士（以下「国家戦略特別区域限定保育士」という。))」を加える。

第30条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所A型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第32条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模保育事業所B型にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。))」を加える。

第45条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

第48条第1項中「保育士」の次に「(認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある小規模型事業所内保育事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。次項において同じ。)」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 3 号

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 7 年太田市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 2 3 条第 1 項中「国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号）第 1 2 条の 5 第 5 項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士」を「法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号。以下この項において「改正法」という。）附則第 1 2 条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成 2 5 年法律第 1 0 7 号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第 1 2 条の 5 第 3 項に規定する事業実施区域であつた区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士

又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第 15 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第 12 条の 5 第 2 項に規定する国家戦略特別区域限定保育士」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 4 号

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 1 1 月 2 8 日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

太田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年太田市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第125号

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

太田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成26年太田市条例第33号）の一部を次のように改正す
る。

第11条第3項第1号中「保育士」の次に「（法第18条の27第1
項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改
正する法律（令和7年法律第29号。以下この号において「改正法」
という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平
成25年法律第107号。以下この号において「施行日前国家戦略特
別区域法」という。）第12条の5第3項に規定する事業実施区域であ
った区域内にある放課後児童健全育成事業所にあつては、保育士、当
該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限
定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15
条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国
家戦略特別区域法第12条の5第2項に規定する国家戦略特別区域限
定保育士）」を加える。

第13条中「法第33条の10各号」を「法第33条の10第1項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第126号

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正について

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

太田市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成17年太田市条例第219号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

東金井工業団地南第二地区地区計画	太田都市計画東金井工業団地南第二地区地区計画の区域のうち、地区整備計画が定められた区域
------------------	---

別表第2 東金井工業団地南地区地区整備計画区域の項中「処理に供するもの」の次に「及び農業集落排水施設」を加え、同表に次のように加える。

東金井工業団地南第二地区地区	全域	1 法別表第2（わ）項に掲げるもの 2 カラオケボックスその他これに類するもの 3 神社、寺院、教会その他これらに類	10分の6	1,000平方メートル（ただし	外壁等からの道路境界線（	1メートル	31メートル
----------------	----	--	-------	-----------------	--------------	-------	--------

議案第127号

太田市下水道条例の一部改正について
太田市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

太田市下水道条例の一部を改正する条例
太田市下水道条例（平成17年太田市条例第229号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（規則で定める軽微な工事を除く。）は」を「は、次の各号に掲げる工事を除き」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 規則で定める軽微な工事
- (2) 災害その他非常の場合において、市長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第128号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市福社会館

2 指定管理者となる団体

太田市飯塚町1549番地

社会福祉法人太田市社会福祉協議会

会長 富 岡 和 正

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第129号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市新田福祉総合センター

2 指定管理者となる団体

太田市飯塚町1549番地

社会福祉法人太田市社会福祉協議会

会長 富 岡 和 正

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第130号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市尾島健康福祉増進センター
- 2 指定管理者となる団体
太田市飯塚町1549番地
社会福祉法人太田市社会福祉協議会
会長 富 岡 和 正
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第131号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市養護老人ホーム

2 指定管理者となる団体

群馬県伊勢崎市境上武士603番地3

社会福祉法人和会

理事長 原 和 隆

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第132号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市毛里田小放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市只上町2004番地1
特定非営利活動法人エンゼルランプ
理事長 山 本 純 子
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第133号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
太田市藪塚本町南放課後児童クラブ
- 2 指定管理者となる団体
太田市藪塚町2917番地2
社会福祉法人善美会
理事長 福 田 肇
- 3 指定の期間
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第134号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市総合健康センター

2 指定管理者となる団体

太田市飯塚町1549番地1

一般財団法人太田市健診センター

理事長 穂 積 昌 信

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

議案第135号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市浜町勤労会館

2 指定管理者となる団体

太田市福沢町143番地5

株式会社忍栄実

代表取締役 金 井 栄

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第136号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

1 管理を行わせる公の施設の名称

太田市新田勤労会館

2 指定管理者となる団体

太田市西野谷町67番地1

公益社団法人太田市シルバー人材センター

理事長 天 笠 秀 男

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

議案第137号

財産の取得について

次のとおり小中義務教育学校学習者用端末を取得するものとする。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

- | | |
|----------|---|
| 1 取得財産 | 小中義務教育学校学習者用端末 18,340台 |
| 2 取得の目的 | GIGAスクール構想第2期を念頭に、令和2年度に購入した小中義務教育学校学習者用端末を更新するもの |
| 3 取得予定価格 | 843,474,940円 |
| 4 取得の方法 | 随意契約 |
| 5 契約の相手方 | 群馬県高崎市高松町3番地
NTT東日本株式会社 群馬支店
支店長 田 島 裕 |

財産の取得について附属資料

1 取得財産の概要

小中義務教育学校学習者用端末（コンバーチブル型タブレット）

18,340台

2 契約履行期間

契約締結の日から

令和8年3月31日まで

3 配置先

市立小中義務教育学校各校

4 その他

群馬県教育委員会が実施した公募型プロポーザルにより決定した共同調達事業者との随意契約

議案第138号

市道路線の廃止及び認定について

市道路線を次のとおり廃止し、及び認定したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項及び第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和7年11月28日提出

太田市長 穂 積 昌 信

廃止路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
			終 点		
1	1-4	1級4号線	太田市 東今泉町343番4	地先	な し
			太田市 原宿町1003番2	地先	
2	16-587	太田東今泉大道東587号線	太田市 東今泉町612番	地先	な し
			太田市 東今泉町613番	地先	
3	16-588	太田東今泉大道東588号線	太田市 東今泉町639番	地先	な し
			太田市 東今泉町641番	地先	
4	16-1153	太田東今泉町1153号線	太田市 東今泉町687番1	地先	な し
			太田市 東今泉町610番1	地先	
5	16-1154	太田東今泉町1154号線	太田市 東今泉町681番1	地先	な し
			太田市 東今泉町557番3	地先	
6	16-1246	太田東今泉町1246号線	太田市 東今泉町461番1	地先	な し
			太田市 東今泉町459番1	地先	
7	21-425-2	新田東西425-2号線	太田市 新田小金井町386番	地先	な し
			太田市 新田村田町516番1	地先	
8	22-209-2	新田南北209-2号線	太田市 新田小金井町402番1	地先	な し
			太田市 新田村田町935番1	地先	
9	32-411	尾島中部411号線	太田市 粕川町578番1	地先	な し
			太田市 粕川町552番	地先	
10	32-486	尾島中部486号線	太田市 粕川町579番1	地先	な し
			太田市 粕川町577番	地先	
11	12-983	太田高林寿町983号線	太田市 高林寿町1850番5	地先	な し
			太田市 高林寿町1837番5	地先	
12	31-154	尾島東部154号線	太田市 尾島町71番1	地先	な し
			太田市 尾島町70番1	地先	

認定路線

番号	整理番号	路 線 名	起 点		重要な 経過地
			終 点		
1	1-4	1級4号線	太田市 東今泉町456番3	地先	な し
			太田市 原宿町1003番2	地先	
2	16-1307	太田東今泉町1307号線	太田市 東今泉町343番4	地先	な し
			太田市 東今泉町451番1	地先	
3	16-1153	太田東今泉町1153号線	太田市 東今泉町687番1	地先	な し
			太田市 東今泉町662番1	地先	
4	16-1154	太田東今泉町1154号線	太田市 東今泉町681番1	地先	な し
			太田市 東今泉町677番3	地先	
5	21-425-2	新田東西425-2号線	太田市 新田村田町604番2	地先	な し
			太田市 新田村田町516番9	地先	
6	22-209-2	新田南北209-2号線	太田市 新田村田町900番1	地先	な し
			太田市 新田村田町935番1	地先	
7	12-983	太田高林寿町983号線	太田市 高林寿町1850番5	地先	な し
			太田市 高林寿町1849番3	地先	
8	12-1491	太田東別所町1491号線	太田市 東別所町464番10	地先	な し
			太田市 東別所町464番12	地先	
9	12-1492	太田内ヶ島町1492号線	太田市 内ヶ島町1467番4	地先	な し
			太田市 内ヶ島町1465番2	地先	
10	12-1493	太田下浜田町1493号線	太田市 下浜田町49番1	地先	な し
			太田市 下浜田町50番1	地先	
11	12-1494	太田龍舞町1494号線	太田市 龍舞町1825番8	地先	な し
			太田市 龍舞町1824番8	地先	
12	14-1560	太田西長岡町1560号線	太田市 西長岡町267番7	地先	な し
			太田市 西長岡町267番9	地先	
13	15-1100	太田内ヶ島町1100号線	太田市 内ヶ島町1403番3	地先	な し
			太田市 内ヶ島町1403番2	地先	
14	15-1101	太田矢場町1101号線	太田市 矢場町1577番37	地先	な し
			太田市 矢場町1577番26	地先	
15	15-1102	太田矢場町1102号線	太田市 矢場町1577番14	地先	な し
			太田市 矢場町1577番17	地先	
16	42-214	藪塚本町第二214号線	太田市 藪塚町2022番18	地先	な し
			太田市 藪塚町2022番1	地先	